

<報道発表資料>

令和 8 年 9 月 1 0 日
京都市建設局みどり政策推進室

梅小路公園のネーミングライツ契約候補事業者の選定

梅小路公園（下京区）のネーミングライツ契約事業者について、この度、「京都市ネーミングライツ審査委員会」において審査を行い、契約候補事業者を選定しました。

1 梅小路公園の公募に係る審査結果について

(1) 応募者数

1 事業者

(2) 契約候補事業者

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

代 表 者	代表取締役 取締役社長 CEO 阿部 貴志
設 立	平成 1 6 年 4 月 1 日
所 在 地	〒601-8310京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町 1 番地
資 本 金	5 2 8 億 4 , 1 4 8 万 1 9 円
事業内容	自動車用・産業用各種電池、電源システム、受変電設備、その他電気機器の製造販売 等

(3) 応募（提案）内容

ア 命名する通称 「G S ユアサ梅小路公園」

イ 価格 年間 3 , 5 0 0 万円（税込）

ウ 京都市他事業や地域・公園への貢献

(ア) 主な実績

- 梅小路公園のチンチン電車の蓄電池の無償提供（平成 2 6 年）
- 京都サンガ F.C.や京都ハナナリーズ等の京都に本拠地を置く各種プロスポーツチームや全国車いす駅伝競走大会・京都学生祭典への協賛
- 「きょうと生物多様性パートナーシップ協定」の締結（令和 7 年）
- 京都事業所内の庭園の「自然共生サイト」への認定（令和 8 年）

(イ) 今後の梅小路公園における主な取組予定

- チンチン電車の蓄電池の無償提供
- フォトスポットの設置による賑わい創出

(4) 京都市ネーミングライツ審査委員会での主な意見

- 「G S ユアサ梅小路公園」という通称名は、分かりやすく親しみやすい通称であると評価できる。
- ネーミングライツを実施するのに十分な経営状況であると評価できる。
- 京都市への社会貢献・地域貢献度も非常に高く、今後の地域貢献活動への意欲も評価できる。これまで以上に市民に親しまれる公園となることを期待する。

(参考) 審査の結果

事業者	評価
株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション	4 6 8 点 / 5 0 0 点

※ 募集要項において、配点合計（5 0 0 点）の 6 割以上の得点となった応募者の中から最も高い得点となった応募者を契約候補事業者として選定することとしている。

2 今後の予定について

今後、契約事業者への特典となる施設通称看板の掲出等について、契約候補事業者と協議を行ったうえで契約を締結し、通称の使用を開始します。

<お問合せ先>

京都市建設局みどり政策推進室

電話：0 7 5 - 2 2 2 - 4 1 1 4

【参考】

1 ネーミングライツ付与必要事項

- (1) 施設概要：別紙 1 参照
- (2) 募集方法：公募（応募期間 令和 8 年 6 月 1 5 日（月）～7 月 2 4 日（金））
- (3) 予定価格：年間 3, 0 0 0 万円（税込）以上
- (4) 契約期間：1 0 年
- (5) 通称に関する条件：
 - ア 都市公園の通称として誰もが理解できるものとする。
 - イ 市民のみならず、他都市にお住まいの方々にも多く利用されており、非常に認知度の高い施設であることを踏まえ、「梅小路」及び「公園（パークでも可能）」を使用した通称とすること。
 - ウ 公園内にある施設（水族館、鉄道博物館、運動施設等）の運営に支障のない通称とすること。
 - エ 募集の趣旨に照らし、通称変更を求める場合があること。
 - オ 和文以外の表記、ロゴについては別途協議とすること。
 - カ 原則として、契約期間内の通称変更はできないこと。
 - キ 公序良俗に反する等、社会的に批判を受けるおそれのある通称でないこと。

2 京都市ネーミングライツ審査委員会委員

（敬称略）

氏名	区分	職名等
佐藤 陽子	委員長	公認会計士
舟越 一郎	委員	京都市立芸術大学美術学部教授
藤野 正弘	委員	市民公募委員
中川 隆	特別委員	大内自治連合会会長
井上 勝裕	特別委員	一般社団法人京都造園建設業協会副会長

- ※ 特別委員は、対象案件ごとに委嘱
※ 審査委員会には委員 5 名中 5 名が出席

施設概要

- (1) 公 園 名：京都市梅小路公園
- (2) 所 在 地：京都市下京区観喜寺町
- (3) 公 園 種 別：総合公園
- (4) 面 積：137,129㎡
- (5) 主 な 施 設：芝生広場、遊具広場、遊戯用電車、水族館、博物館、運動施設、飲食店、
駐車場
- (6) 設置年月日：平成7年4月29日
- (7) 位 置 図：

